

公益社団法人日本橋法人会 役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本橋法人会（以下、「本会」という。）の定款第24条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

なお、報酬等は、本会の役員としての職務遂行の対価に限られ、本会の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。

(報酬の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、第4条第2項に規定する退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の常勤役員の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額表」のうちから、理事会により決議するものとする。

- 2 常勤役員に対する退職手当は、別表第2「常勤役員退職手当の算出基準」に定める算式により算出した額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立

替金、積立金等を控除した上で、現金又は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法をもって支給する。

(公 表)

第7条 本会は、当規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人日本橋法人会設立登記の日（平成24年4月1日）から適用する。

別表第1 常勤役員の報酬月額表

第1号 40万円	第6号 65万円
第2号 45万円	第7号 70万円
第3号 50万円	第8号 75万円
第4号 55万円	第9号 80万円
第5号 60万円	

別表第2 常勤役員退職手当の算出基準

(算出数式) 報酬月額×在職年数×係数

係数	会 長	3
	副会長・委員長	2
	その他	1

